

議員提出議案第4号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月24日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢田松夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹木慶之
	〃	山陽小野田市議会議員 長谷川知司
	〃	山陽小野田市議会議員 伊場勇
	〃	山陽小野田市議会議員 奥良秀
	〃	山陽小野田市議会議員 河野朋子
	〃	山陽小野田市議会議員 高松秀樹

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号）の
一部を次のように改正する。

第21条中「、公平委員会の委員長」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、<u>公平委員会の委員長</u>、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>

(提案理由)

議員提出議案第4号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市公平委員会設置条例が廃止されたことに伴い、委員会条例第21条に規定している「公平委員会の委員長」を削るものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。